

卸電力市場のモニタリングについて (発電所の情報公開関係)

第47回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和2年5月18日(月)



【目次】

- 1. 今回ご議論いただきたいこと (参考)前回の議論(発電所の情報公開関係)
- 2. 発電所の情報公開に関する追加の整理

今回ご議論いただきたいこと

- 前回の本専門会合において卸電力市場のモニタリングを審議する中で、発電所の情報公開の点について「適正な電力取引の指針」(電力適取GL)の改定に向けた審議を行った。
- この中で、委員・オブよりGLの改定に関して一部の論点に関するご意見をいただいたところ。
- そこで今回は、GLの改定に向け、上記論点について追加の整理を行いたい。

(参考) 前回議論:発電所の情報公開(1/3)

- 上述の通り、現行の適取GLにおいて、インサイダー情報として適時の公表の対象となっているのは、10万kW以上の発電ユニットにおける、電力系統からの解列を伴う計画 停止及び計画外停止とされている。
- この点、前頁のとおり、発電所においては、解列には至らないものの、設備の故障や点 検、制約に伴う出力低下が一定程度生じている。
- こうした出力低下が市場価格に影響を及ぼし得る点を踏まえれば、**発電ユニットにおけ** る一定の出力低下についても、HJKSの掲載対象に加えることとしてはどうか。

(参考) 前回議論:発電所の情報公開(2/3)

 具体的には、発電ユニットについて、10万kW以上の出力低下が、①24時間以上継続することが、②明らかに見込まれる状況について、適時公表の対象とするよう、適取 GLを改正することとしてはどうか。

①「24時間以上継続」

- 発電事業者からのヒアリングによれば、(1)数時間程度の内部点検や性能試験等に伴う出力低下は日常的に生じていること、(2)設備トラブルによる出力低下が発生した場合、出力低下の継続時間の見極めに時間を要する、といった説明があり、短時間の出力低下を対象とした場合、事業者負担が大きくなることが懸念される。
- ▶ また、24時間未満の出力低下については、市場に与える影響も限定的であるとも考えられることから、出力低下が24時間以上継続する場合を開示対象としてはどうか。

②「明らかに見込まれる」

- <u>公表する情報の正確性の確保</u>や、<u>発電事業者の事業負担</u>を考慮する観点から、出力低下が 「明らかに見込まれる場合」を対象とし、太陽光発電や風力発電などの変動電源の出力変動含め、気候等の自然変動に伴う出力低下は対象外としてはどうか※¹。
 - ※1 燃料制約については、燃料の残量により10万kW以上の出力低下が明らかに見込まれる場合には公表対象となると考えられる。
 - ※ 2 なお、需給の状況に応じた出力の低下については、現行GLにおけるバランス停止の扱いと同様に、公表の対象外となると考えられる。

(参考) 前回議論:発電所の情報公開(3/3)

- <u>適時公表のタイミング</u>については、上記の出力低下の見込みが定まった後、速やかに 公表することとしてはどうか。
- 出力低下の理由については、燃料制約といった特定個社の機密情報が開示された場合、 燃料価格の高騰や調達先からの燃料の売り惜しみ等が起こり、需要家の利益の毀損に 繋がる恐れもあるため、現行のHJKSの計画停止・計画外停止と同様に事業者の任意 による開示としてはどうか。

(参考) 前回専門会合での委員・オブザーバーの指摘 (発電所情報公開関係)

● (新川委員)

発電所情報公開の対象となる「出力低下」について、基本的には異存ないが、自然変動に伴うものは対象外と記載がある点については、天変地異の場合を全て対象外として良いのか疑問に思った。

● (圓尾委員)

発電所情報公開について、ガイドラインに盛り込むことには賛成。なお、「出力低下が明らかに見込まれる状況」が どういう状況かというのは定義するか例を示す等して具体化した方がよいのではないか。電力会社が明らかに見込 まれると考える場合と、一般的に見た明らかに見込まれる状況にはかなり乖離があるケースがあるため、そこは判断 基準を作っておかないと、言い逃れをすることもできてしまう。

● (野崎オブ)

発電所情報公開のガイドライン化については賛成。そのうえで2点申し上げたい。1点目は、出力低下の要因について、資料には発電所由来のものが記載されているが、送電線の作業停止時にも同様に出力低下するケースがある。その要因も加えていただきたい。2点目は、低下するkWの大きさも公表いただきたい。

【目次】

- 1. 今回ご議論いただきたいこと (参考)前回までの議論(発電所の情報公開関係)
- 2. 発電所の情報公開に関する追加の整理

発電所の情報公開に関する追加の整理(1/2)

- (1)開示の対象に追加する事象の規定ぶりについて
- 前記のとおり、10万kW以上の出力低下の24時間以上の継続が「明らかに見込まれる」との点については、前回の専門会合において発電事業者の解釈によって不開示の範囲が広く捉えられる懸念や、自然由来の出力低下を一律に非開示とすることへの疑問が指摘された。
- この点を踏まえ、次のようにGLを改定することが適当ではないか。
 - ① 発電ユニットの10万kW以上の出力低下の24時間以上の継続が「**合理的に」見込まれる場 合**(当該出力低下を決定した場合を含む。)を、適時公表の対象に追加する。
 - ② 但し、**自然変動電源(例えば太陽光発電や風力発電など)において、設備など発電能力 に問題がなく、単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる**場合は、①に該当する場合でも適時公表の対象とはしないこととする。※
 - ※ なお、例えば、悪天候による設備の故障や、発電の障害となる生物が発生した場合における除去・駆除作業のための発電能力の制約等の場合は、単に未来の気候条件により発電量が低下する状況とは異なるため、②には該当しない。

発電所の情報公開に関する追加の整理(2/2)

- (2) 開示が必要となる場合の具体例
- 前頁のようにGLを改定した場合に、開示が必要となるか否かの例を示すと、次のとおり。
- ① 開示が必要となる場合※1
 - ✓ 天災等により一部設備の故障等が発生したため、10万kW以上の出力低下が続くことが見込まれる場合
 - ✓ **自治体の公害防止条例等への対応**により、継続的に10万kW以上の出力制御を実施する場合
 - ✓ 燃料の残量等※ 2 により、継続的に10万kW以上出力を低下させて運用する予定である場合
 - ✓ 例えば発電所の冷却水取込口でのクラゲやハタハタ等、**障害となる生物が発生した**ことにより、**除去・駆除 までに時間を要し**、その間10万kW以上の出力低下が生じる場合※3
 - ✓ <u>送電線の作業停止</u>に関する送配電事業者からの情報に基づき、発電ユニットの10万kW以上の継続的 な出力低下を予定している場合
 - ※1 いずれについても、出力低下が24時間以上継続する見込みの場合を指す。
 - ※2 LNG等の火力発電の燃料の他、貯水池式等、水量を調整できる水力発電所もこれに含む。流込式の水力発電所は含まない。
 - ※3 通常は既に発生した事象に応じての設備の維持管理の対応と考えられ、そのような場合は天災等による設備の故障・不具合に準じて取り扱う。
- ② 開示が必要とはならない場合
 - ★ 太陽光発電や風力発電につき、気象予報等から日照が弱い・風量が弱い状況が続くと見込まれる場合
 - <u>流込式水力発電につき、近時の天候等から水量が少ないと見込まれる</u>場合
 - ✓ <u>燃料の残量が少なく出力低下があり得るものの、10万kWの規模とはならない又は10万kW以上の出</u> <u>力低下が24時間未満で収まることが見込まれる</u>場合
- (3) その他の点について
- 出力低下の量については、開示の対象とすることが適当と考えられる。(なお、期間中に出力低下量が変動する見込みである場合には、見込まれる期間中の出力低下量の最大値、最小値及び平均値を開示するものとしてはどうか。)

まとめ

- 本日の審議を踏まえ、以下を本制度設計専門会合の提言として、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしたい。
- ✓ 卸電力市場の透明性を高めるため、市場価格に重大な影響を及ぼし得るような発電所の稼働 に関する情報が適時に開示されることは重要である。この点、現行の電力適取GLでは発電ユニットの停止(解列)について適時の開示を求めているが、停止に至らない発電ユニットの一定の出 力低下についても開示することが適切と考えられる。
- ✓ このため、電力適取GLについて、以下のような改定を行うべき。
 - ・ インサイダー取引の項目において、<u>適時の開示が必要となる「インサイダー情報」の定義に、以</u>下を追加する。
 - 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットにおいて10万キロワット以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合。但し、自然変動電源(例えば太陽光発電や風力発電など)において、設備など発電能力に問題がなく、単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合は、この限りでない。
 - 上記に該当して開示された見込みに変更が生じた場合の変更後の見込み
 - ・ インサイダー情報の公表内容とその時期の項目において、現行の停止情報の開示の定めに準じて、上記の出力低下の場合の開示内容及び時期の定めを追加する。